静岡市

任期満了
新（公営企業管理者）関　清司
旧（公営企業管理者）大石　清仁
（六月一日）
（六月二日）
公営企業管理者

京都市

○監査委員選任
小林正明委員及び山岸たかゆき委員は、五月十七日辞職し、同月十八日次の者が選任された。
監査委員　中村三之助
同　鈴木マサホ

○議長選挙
中村三之助議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月十八日次の者が選挙された。
議長　津田　大三

○副議長選挙
井上教子副議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月十八日次の者が選挙された。
副議長　大道　義知

堺市

○議長選挙
大毛十一郎議長は、四月三十日任期満了し、欠員であったところ、五月二十一日次の者が選挙された。
議長　水ノ上成彰

○副議長選挙
水ノ上成彰副議長は、四月三十日任期満了し、欠員であったところ、五月二十一日次の者が選挙された。
副議長　宮本　恵子

○監査委員選任
宮本恵子委員及び山口典子委員は、四月三十日任期満了し、欠員であったところ、六月一日次の者が選任された。
監査委員　池尻　秀樹
同　山口　典子

福岡市

○監査委員選任
石田正明委員及び宮本秀国委員は、五月一日任期満了し、欠員であったところ、同月十九日次の者が選任された。
監査委員　川上　晋平
同　大石　修二

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）
加茂　宏　竹腰　政八
内藤　哲郎　奥土　清　金子　武夫
金田　竹三　田邉　清司　西岡　照實
松田　記治

正六位に叙する（各通）
岩井　高裕　上田　佳宣
甲斐　肇　川端　建次
紺野　昌邦　澤野　卯三
福留　武徳
（徳島県警部補）

従六位に叙する（各通）
有松　重秋　今井伊勢雄
林　養之助　宮下伊奈男

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上五月十一日）
（熊本大学名誉教授）
熊谷　昭三

従四位に叙する
今村　一馬　宇梶　三男
月村　崇　土井　達郎
中山八洲彦　増田　實衛
矢矧金之助

正六位に叙する（各通）
赤嶺　哲雄　上田　正成
雁田　宗男　佐藤　武男
福島　清　星谷　清次
宮川　雄作　宮崎不二夫

従六位に叙する（各通）
下村　宏
正七位に叙する（各通）
石原　淨
古木　重吉

従七位に叙する（各通）（以上五月十二日）
（名古屋工業大学名誉教授）
鈴木　傑

正四位に叙する
坂井　英一

従四位に叙する
高安　彰

従五位に叙する
歌丸　義光　岡田　孝裕
久下本一之　高鹿　平
田松　三男　宗廣　亮三
正八位
正六位に叙する（各通）
岸部　功　佐藤　啓一
巽　正夫　千葉　孝
福田　忠男　藤井　里司

従六位に叙する（各通）
市川　勝之　岩本　正男
（海上保安官）　加藤　敏春
岸　行雄　杉山　芳久
鈴木新次郎　滝澤　滉

正七位に叙する（各通）
高橋慶三郎　山下　美成

従七位に叙する（各通）（以上五月十三日）
牧野　五夫

従六位に叙する（五月十四日）
富原　薫

正五位に叙する
中込　勤　籾倉　克幹

従五位に叙する（各通）（以上五月十五日）
紺野　稔

従五位に叙する
高田　俊夫

正六位に叙する（以上五月十六日）

○叙勲

植松　正一　木村　眞一

旭日単光章を授ける（各通）（五月十二日）
堀籠　せつ　山本　裕一

旭日単光章を授ける（各通）（五月十三日）
高田　俊夫

旭日双光章を授ける（五月十六日）
岩井　高裕　上田　佳宣
金田　竹三　川端　建次
竹腰　政八　田邉　清司
西岡　照實　松田　記治

瑞宝双光章を授ける（各通）
澤野　卯三
（徳島県警部補）
鈴木　富夫
藤井　格
山口　博

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十一日）
赤嶺　哲雄　小澤　昭巳
中川　鉄雄　増田　實衛　宮川　雄作
宮崎不二夫　茂木　重人

瑞宝双光章を授ける（各通）
上田　正成　下村　宏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十二日）
（名古屋工業大学名誉教授）　鈴木　傑

瑞宝中綬章を授ける
五十嵐博美　歌丸　義光
（海上保安官）　加藤　敏春
岸　行雄　高鹿　平
佐藤　敦　杉山　芳久　高橋慶三郎
田松　三男　福田　忠男　山下　美成

瑞宝双光章を授ける（各通）
鈴木新次郎　松木　旬平

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十三日）
牧野　五夫

瑞宝双光章を授ける（五月十四日）
中込　勤

瑞宝双光章を授ける（五月十五日）
山本　俊雄

瑞宝双光章を授ける（五月十六日）

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、スウェーデン国王子カール・フィリップ殿下の御結婚につき、六月十二日同国国王王妃両陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第7項の規定に基づき、平成14年5月30日に公表した東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年6月16日

農林水産大臣　林　芳正

1　廃止した理由

東浦地区において、衛生管理対策の充実や防災対策を目的とした施設の整備に係る計画を新規に策定する必要が生じたことから、本事業を廃止した。